

新庁舎建設に関する意見書

新庁舎整備事業については、新庁舎建設特別委員会や市議会定例会を通じて執行部と情報共有・協議を進めてきた。令和7年2月12日の第25回委員会では、「新庁舎整備地をプラザちゅうたい周辺（庁舎単体）とする」と報告され、2月18日から3月17日まで政策決定の理解を深める協議が行われた。3月19日には「美濃加茂市役所の位置を定める条例の一部改正案」が上程されたが、賛成8名、反対6名、退席2名の結果で否決された。

市民の理解を深めるには、透明性を確保し、具体的な情報を提供することが不可欠である。

市民の理解と賛同を得るため、速やかに下記の施策を実現されるよう強く要望する。

記

1. 市民説明会の開催

プラザちゅうたい周辺に新庁舎を政策決定した理由、新体育館の移設スケジュールや施設代替案、中央図書館の統廃合の予定など、市の将来像とビジョンを明確に示し、市内8地区で市長及び執行部が市民への周知を図ること。

2. 「かわら版VOL.6」の発行（広報みのかも7月号への添付）

新庁舎の政策決定理由を示し、市民が新庁舎建設の進捗や計画を把握できるよう、かわら版VOL.6を広報みのかも7月号に添付すること。

3. プラザちゅうたいの休館期間を極力短くする

「プラザちゅうたい」の移転に伴い、市民の利便性確保と施設運用のスムーズな移行を目的として、利用者への説明を行い、市民の意見を移転計画に反映させる。休館期間を適正に設定し、移転期間中の市民サービス低下を防ぐ措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年5月12日

美濃加茂市長 藤井浩人様

新庁舎建設特別委員会委員長 金井文敏